

(平成25年2月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認山口地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店作業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで

私は、昭和38年7月1日に入社し、平成14年1月31日に退職するまで、A社に継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白となっており、納得できないので、被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びC国民健康保険組合の回答、並びに雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間も継続してA社に勤務し(昭和44年12月1日に同社B支店作業所から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店作業所に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和44年10月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は当時の資料が無いため不明としているが、同社が保管している同社B支店作業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失届確認通知書における申立人の資格喪失日が昭和44年11月30日となっていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、申立期間当時、A社で勤務しており、同社C工場の立ち上げに従事することとなったが、そのときの厚生年金保険の被保険者記録は、A社の資格喪失日が昭和34年4月20日、同社C工場の資格取得日が同年5月1日となっているため、1か月の空白期間が生じている。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和34年5月1日に同社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年3月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和35年9月1日にB社へ名称変更し、さらにその後名称変更した同社D工場は平成11年4月1日に、同社C工場は12年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、B社本社は、当時の資料は残っておら

ず保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月20日から同年5月1日まで

私は、申立期間当時、A社で勤務しており、同社C工場の立ち上げに従事することとなったが、そのときの厚生年金保険の被保険者記録は、A社の資格喪失日が昭和34年4月20日、同社C工場の資格取得日が同年5月1日となっているため、1か月の空白期間が生じている。

しかし、私は、申立期間も継続して勤務しており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人が一緒にA社C工場へ転勤したとする同僚の供述から判断すると、申立人は、申立事業所に継続して勤務し（昭和34年5月1日にA社から同社C工場へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和34年3月の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和35年9月1日にB社へ名称変更し、さらにその後名称変更した同社D工場は平成11年4月1日に、同社C工場は12年4月1日に厚生年

金保険の適用事業所でなくなっており、B社本社は、当時の資料は残っておらず保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 27 日から同年 11 月 8 日まで

私は、A社を退職後、間を空けることなく昭和 47 年 8 月 27 日にB社に入社したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年 11 月 8 日となっており、空白期間が生じているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立事業所が経営するC事業の責任者であったとする者は、「申立人は、昭和 47 年 8 月頃から勤務していた。夏休みの終わりまで勤務予定の学生アルバイトが急に辞め、私が面接を行い、採用に至ったので、よく覚えている。」と回答していることから判断すると、勤務を開始した日は特定できないものの、申立期間当時、申立人が申立事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立事業所の元事業主は、「会社設立当初は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたが、従業員の出入りが激しかったので、申立期間当時は、入社して2か月から3か月経過後に厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と回答していることなどから判断すると、申立期間当時、同社では、従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

また、商業登記簿等によると、申立事業所は、平成 20 年 6 月\*日に解散していることが確認できるところ、元事業主は、「当社のC事業及びD事業は、昭和 50 年頃に廃業した。その後は、E事業を行っていたが、平成 20 年に会社を解散し、清算した。その際に賃金台帳等の資料は全て廃棄処分した。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確

認することができない。

さらに、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の被保険者記録が確認できる同僚のうち、連絡先が判明した6人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる回答は得られなかった。

このほか、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。